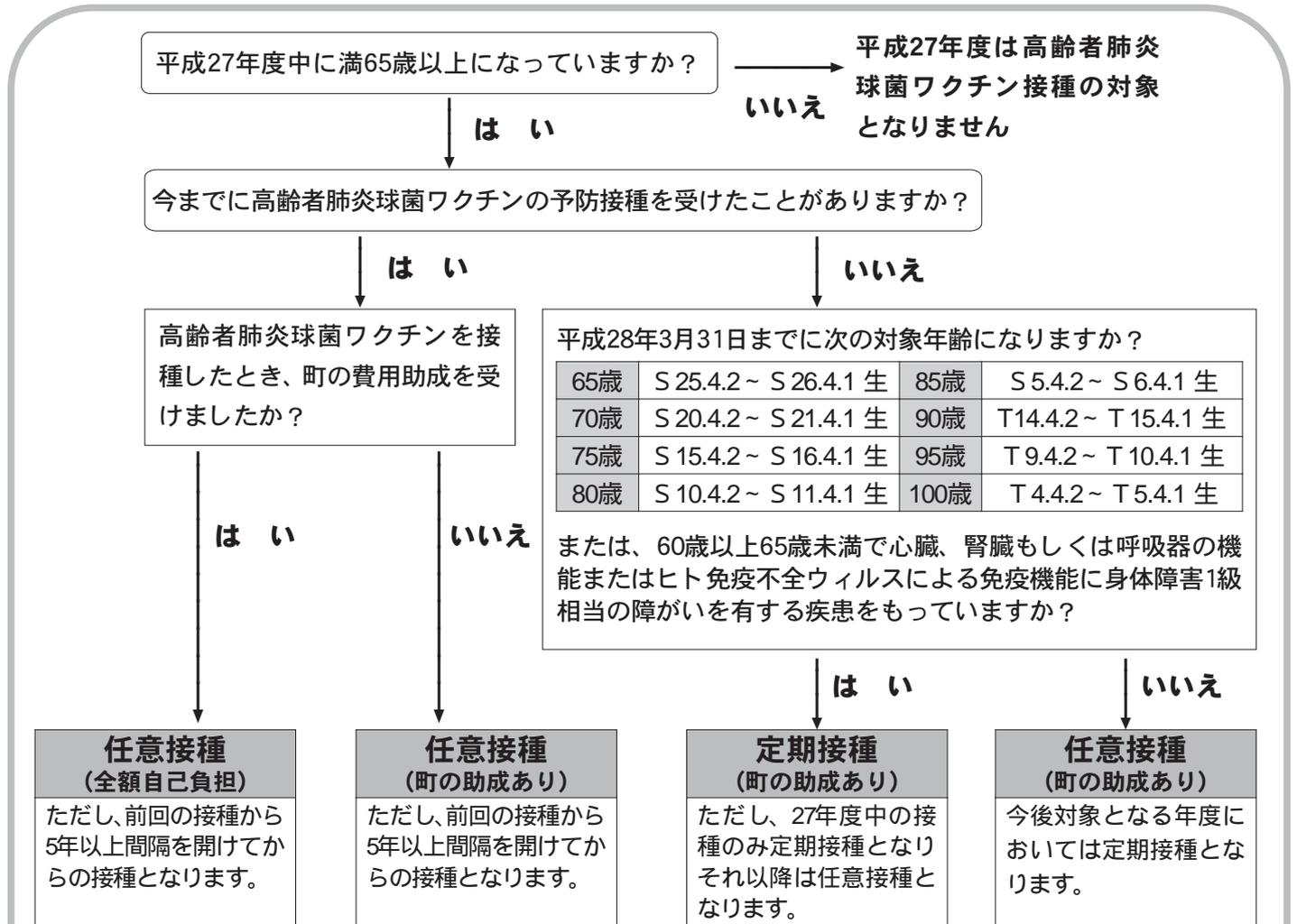


高齢者肺炎球菌ワクチンのお知らせ

－ ワクチン接種費用を助成します －

平成26年10月から成人用（これ以降は高齢者と記載します。）肺炎球菌ワクチンが定期接種となりました。今年度65歳以上となり、このワクチンを接種したことがない方を対象に、平成30年度までの間に1人1回、定期接種の機会を設けています。対象となる年度においてのみ定期接種として接種できますが、定期接種対象外でも任意接種として接種できる場合がありますので、下記を参照ください。また、定期接種・任意接種どちらの場合でも、今までに町の助成を受けていなければ、接種費用の助成を受けることができます。

☎お問い合わせ すこやか健康センター内
健康支援課保健係 ☎ 62-6020



※定期接種と任意接種の違い

定期接種・・・予防接種法に基づき自治体を実施する予防接種です。定期接種での副反応により医療機関で治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すほどの健康被害が生じた場合は予防接種法による健康被害救済制度に基づく給付を受けることができます。

任意接種・・・本人の判断で受ける予防接種です。任意接種により健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、救済額は定期接種時の約2分の1となります。

実施方法

【実施場所】道立羽幌病院・加藤病院・天売診療所・焼尻診療所(実施日時は申込時に病院と調整してください。)

町外の医療機関で接種する場合は任意接種となり費用も全額自己負担です。

【接種内容】成人用肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌^{きょうまく}荚膜^{きょうまく}リッカイト^{りっかいた}ワクチン)皮下または筋肉内注射 1 回

【接種費用】自己負担額 3,000円(定期・任意接種どちらも)

今までに町の助成を受けたことがある場合は全額自己負担となり費用が異なるため、直接病院へ確認してください。

【申込方法】接種する医療機関に事前予約をした後、接種日までに医療機関または健康センターへ予診票をとりに来てください。1ヵ月以内にインフルエンザ等の他の予防接種を受けた場合は事前に必ずお伝えください。